

【別紙22】提案による施設整備の位置付けについて

要求水準書において県が要求する施設（要求施設）以外の施設を提案する場合、その提案の内容によって、下表のとおり取り扱いを整理したので、これに基づき提案すること。

	①-1「附帯事業」の定義等に基づき実施するもの（設置許可）	①-2「附帯事業」の定義等に基づき実施するもの（管理許可）	②「要求施設」とみなして実施するもの	③料金等を設定せず、施設利用者の誰もが自由に利用できるもの
対象	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のいずれかに該当するもの ・飲食・物販等を目的とした自動販売機等 ・本施設とは独立した「建物」として整備するもの ・上記以外のもので、「附帯事業」としての提案評価を受けたいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○以下のいずれかに該当するもの ・飲食・物販等を目的とした飲食店、売店等 ・上記以外のもので、「附帯事業」としての提案評価を受けたいもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○水泳場の機能に関連し、その機能向上に資すると位置づけられる（理由を明示すること）トレーニングマシン等の設備・スペース、ロッカー等で、料金等を設定するものの、「附帯事業」ではなく、「指定管理」として実施するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ベンチ、飲食用のテーブル・椅子、トレーニングマシン等の設備・スペース、スタジオスペース等で、料金等を設定せず、施設利用者の誰もが自由に利用できるもの
※特定の団体等にものみ利用できる又は参加できるものは、いずれの場合も認めない。				
位置付け・適用	<ul style="list-style-type: none"> ○要求水準書上の附帯施設 ○都市公園法第5条の規定に基づき公園管理者以外の者が設置する施設として、設置許可を受けて管理する（売店又は飲食店：140円/㎡・年） ○施設の利用に係る料金や飲食・物販収入等にて全ての費用を賄う独立採算事業として実施 ○施設は、事業者所有として事業終了時には、撤去する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○要求水準書上の附帯施設 ○都市公園法第5条の規定に基づき公園管理者以外の者が管理する施設として、管理許可を受けて管理する（売店等：13,800円/㎡・年） ○施設の利用に係る料金や飲食・物販収入等にて全ての費用を賄う独立採算事業として実施 ○内装、設備等は、事業者所有として事業終了時には、撤去する。（ただし、県との協議で県が無償で譲り受ける場合がある） 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設完成時に県に引渡し、これらを含めて「本施設（要求水準）」として位置付ける ○都市公園法第2条第2項に規定する公園施設で、①以外のもの ○他の要求水準施設と同様に、利用料金（指定管理者制度）を設定する ○備品は、施設同様県に引き渡す 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設完成時に県に引渡し、これらを含めて「本施設（要求水準）」として位置付ける ○利用料金（指定管理者制度）は設定しないが、群馬県立公園条例第4条第1項の独占利用のための許可・料金収入は事業者の扱いとする ○備品は、施設同様県に引き渡す
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○内装、設備等は事業者が負担（本体事業とは区分する） (本施設部分はサービス購入料Aに含める) 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Aに含める 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Aに含める
開業準備費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Bに含める 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Bに含める
管理運営費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料C及び利用料金収入で賄う ○対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する場合は、自主事業の料金収入で自主事業に要する費用を賄う 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Cに含める
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Dに含める ※対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する場合も、独占利用に係る利用料金を支払うのみで、別途の光熱水費の負担はない 	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス購入料Dに含める ※対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する場合も、独占利用に係る利用料金を支払うのみで、別途の光熱水費の負担はない
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が負担する（本体事業とは区分する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○負担なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○負担なし
利用・販売料金	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者が設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者提案に基づき、群馬県立公園条例で上限額を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○料金なし
落札者決定基準との関係	<ul style="list-style-type: none"> ○「運営に関する事項」のうち、「自由提案事業」の項目で評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○「運営に関する事項」のうち、「自由提案事業」の項目で評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○提案の内容に応じて、「施設整備に関する事項」、「運営に関する事項」の項目で評価 ※対象施設を独占利用した上で「自主事業」を実施する提案については、当該提案部分について、「運営に関する事項」のうち、「自由提案事業」の項目で評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○提案の内容に応じて、「施設整備に関する事項」、「運営に関する事項」の項目で評価 ※「運営に関する事項」のうち、「自由提案事業」の項目で評価しない

※ 施設整備を伴わず、臨時に物販等を行う場合は、上記①によらず、群馬県立公園条例第4条1の行為許可（740円/㎡・日）により実施することが出来る。
 なお、この料金収入は、指定管理者の収入となる。